

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
（県例規集登載）

保健福祉課

- 平成二十六年管理美容師資格認定講習会の指定

生活衛生課

- 平成二十六年管理美容師資格認定講習会の指定

〃

- 指定居宅サービス事業者等の指定

長寿社会課

- 〃

〃

【公告】

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

- 景観整備機構の名称の変更

環境企画課

- 平成二十六年狩猟免許試験の実施

自然環境課

- 平成二十六年度狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施

〃

- 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

経営支援課

- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

〃

目次

担当課（室）

- 土地改良事業の工事完了
- 県営土地改良事業の工事完了
- 建設業の営業の停止命令
- 公共測量の終了
- 河川整備計画の公表
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

耕地課
〃
監理課
〃
河川課
建築指導課

- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体

選挙管理委員会

- 警備業法に基づく講習

生活安全企画課

【選挙管理委員会】

【公安委員会】

◎岡山県告示第二百四十号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十六年分の補助金から適用する。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表保健福祉部の部岡山県保育士養成所費補助金の項を削り、同部岡山県児童健全育成補助金の項中「二分の一」を「三分の一」に改め、同部岡山県児童環境づくり基盤整備事業費補助金の項を削り、同部岡山県ひとり親家庭等医療費公費負担補助金の項中「岡山市及び」を削り、同部岡山県安心こども基金特別対策事業費補助金の項を次のように改める。

岡山県安心こども基金特別対策事業費補助金		子育て支援の充実		市町村	保育所緊急整備事業等	事業ごとに知事が定める率
中核市	市及び指定都	市町村、社	児童養護施設等の施設内遊具の安全対策事業等	市町村	保育所緊急整備事業等	事業ごとに知事が定める率
市及び指定都	不妊に悩む方への特定治療支援事業	法人等	対策事業等	市町村	保育所緊急整備事業等	事業ごとに知事が定める率

表保健福祉部の部岡山県保育所職員資質向上対策費補助金の項及び岡山県地域支援事業交付金の項を削り、同部福祉・介護サービス情報提供システム事業補助金の項の次に次のように加える。

岡山県地域包括ケア体制づくり	地域包括ケアシステムの充実	市町村	地域包括ケアシステム構築促進事業	補助基本額の二分の一
----------------	---------------	-----	------------------	------------

金	援事業費補助	くり市町村支
		現

平成26年4月18日 岡山県公報 第11577号

◎岡山県告示第二百四十一号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理
理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

二 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	四時間
理容所の衛生管理	十四時間

三 講習日程

第一日 平成二十六年九月二十九日

第二日 平成二十六年十月六日

第三日 平成二十六年十月二十日

四 講習会場の名称及び所在地

山陽新聞社

岡山県岡山市北区柳町二丁目一番一号

五 講習予定人員

三十名

六 受講料

一万八千円

七 問い合わせ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所

広島県広島市中区紙屋町一丁目二番二七号広島日興ビル六階

電話〇八二―二三六一―一五〇

平成26年4月18日 岡山県公報 第11577号

◎岡山県告示第二百四十二号

美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

二 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	四時間
美容所の衛生管理	十四時間

三 講習日程

第一日 平成二十六年九月二十九日

第二日 平成二十六年十月六日

第三日 平成二十六年十月二十日

四 講習会場の名称及び所在地

山陽新聞社

岡山県岡山市北区柳町二丁目一番一号

五 講習予定人員

百七十名

六 受講料

一万八千円

七 問い合わせ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所

広島県広島市中区紙屋町一丁目二番二七号広島日興ビル六階

電話〇八二―二三六一―一五〇

◎岡山県告示第二百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション楽木

2 所在地

岡山県津山市二宮六五四番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社イシンホールディングス

2 所在地

岡山県津山市二宮六五四番地の四

三 指定年月日

平成二十六年五月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二〇一四

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

平成26年4月18日 岡山県公報 第11577号

◎岡山県告示第二百四十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター よつば よしはま

2 所在地

岡山県笠岡市吉浜二四五―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社よつば

2 所在地

岡山県井原市上出部町一八〇五番地五

三 指定年月日

平成二十六年五月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇八七二

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成26年4月18日 岡山県公報 第11577号

◎岡山県告示第二百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により、指定
構造計算適合性判定機関として次の者を指定した。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定番号

岡山県知事第八号

二 名称

岡山県建築住宅センター株式会社

三 住所

岡山市北区蕃山町一番二〇号

四 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

岡山市北区蕃山町一番二〇号

五 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成二十六年六月二日

六 指定をした日

平成二十六年四月八日

七 指定の有効期間

平成二十六年六月二日から五年間

〔二八〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人じゃがいもの木

三 代表者の氏名

土井 正義

四 主たる事務所の所在地

津山市小田中六七六番地一

五 定款変更の内容

障害福祉サービス事業（共同生活援助・共同生活介護）を障害福祉サービス事業（共同生活援助）に改める。

〔二八一〕 景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第三項の規定により、景観整備機構の名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

変更内容

変更前 社団法人岡山県建築士会

変更後 一般社団法人岡山県建築士会

平成26年4月18日 岡山県公報 第11577号

〔二八二〕鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定による狩猟免許試験を次のとおり行う。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の期日、開始時刻及び場所

期 日	開始時刻	場 所
平成二十六年七月二十七日（日曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセンター 電話（〇八六八）二七七一五〇
平成二十六年八月七日（木曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ 電話（〇八六）九四四―八七一六
平成二十六年九月二日（火曜日）	午前九時三十分	倉敷市真備町箭田四〇―一 マービーふれあいセンター 電話（〇八六）六九八―九一一

二 試験内容

試験は、次の事項について行う。

- 1 狩猟について必要な適性
- 2 狩猟について必要な技能
- 3 狩猟について必要な知識

三 受験資格

岡山県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しない者であること。

- 1 試験の日において二十歳に満たない者
- 2 統合失調症、そう鬱病（そう病及び鬱病を含む）、てんかん（発作が再発する

おそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

3 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

4 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(1から3までに該当する者を除く。)

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

6 狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該取消しに係る種類のものに限る。)

四 受験手続

1 受験しようとする者は、一に掲げるいずれの場所でも受験することができる。

2 受験しようとする者は、所定の狩猟免許申請書に必要事項を記入の上、次に定めるとおり提出すること。

(1) グリーンヒルズ津山リージョンセンターでの受験を希望する者にあつては、平成二十六年五月二十七日から同年七月十六日までの間に、岡山県美作県民局に提出すること。ただし、当該施設における受験者の定員は百三十名とし、申請者の数が定員に達した場合は、申請を受け付けない。

(2) 体験学習施設百花プラザでの受験を希望する者にあつては、平成二十六年六月五日から同年七月二十五日までの間に、岡山県備前県民局に提出すること。

(3) マービーふれあいセンターでの受験を希望する者にあつては、平成二十六年七月三日から同年八月二十二日までの間に、岡山県備中県民局に提出すること。

3 狩猟免許申請書には、次のものを添付すること。

(1) 三の2から4までに該当する者でない旨の医師の診断書一通(ただし、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し)

(2) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真(裏面に氏名、撮影年月日

- を記入したもの）一枚
- (3) 狩猟免許手数料五千二百円相当（現に受験しようとする狩猟免許以外の狩猟免許を受けている者は、三千九百円相当）の岡山県収入証紙
- (4) 郵便切手を貼付し、宛名及び宛先を明記した返信用封筒（定型長形三号）一通
- 4 狩猟免許申請書を受理した場合は、受験票を交付する。なお、受験票は試験当日必ず持参すること。
- 五 その他
- 1 狩猟免許申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許申請書」と朱書すること。
- 2 狩猟免許申請書は、最寄りの県民局農林水産事業部森林企画課に請求すること。
- 3 問い合わせ先

岡山市北区内山下二一四一六 岡山県環境文化部自然環境課	電話（〇八六）二二六―七三一〇
岡山市北区弓之町六一一 岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）二三三―九八三二
倉敷市羽島一〇八三 岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）四三四―七〇五二
津山市山下五三 岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六八）二三一―一三八四

平成26年4月18日 岡山県公報 第11577号

〔一八三〕鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり行う。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 適性試験及び講習の期日、開始時刻及び場所

期 日	開 始 時 刻	場 所
平成二十六年七月十七日（木曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ 電話（〇八六）九四四―八七一六
平成二十六年八月五日（火曜日）	午前九時三十分	倉敷市真備町箭田四〇―一 マービーふれあいセンター 電話（〇八六）六九八―九一一
平成二十六年九月四日（木曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセンター 電話（〇八六）二七―七二五〇

二 適性試験及び講習の内容

1 適性試験は、狩猟について必要な適性について行う。

2 講習は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理について行う。

三 更新対象者等

岡山県内に住所を有する者で、平成二十三年度に狩猟免許を受けた者。ただし、他の狩猟免許を有する場合は、他の未だ有効期間が満了しない免許も繰り上げて更新することができる。

四 更新手続

- 1 更新を受けようとする者は、一に掲げるいずれの場所でも適性試験及び講習を受けることができる。
- 2 更新を受けようとする者は、所定の狩猟免許更新申請書に必要事項を記入の上、次に定めるとおり提出すること。
 - (1) 体験学習施設百花プラザでの適性試験及び講習を希望する者にあつては、平成二十六年五月十五日から同年七月四日までの間に、岡山県備前県民局に提出すること。
 - (2) マービーふれあいセンターでの適性試験及び講習を希望する者にあつては、平成二十六年六月五日から同年七月二十五日までの間に、岡山県備中県民局に提出すること。
 - (3) グリーンヒルズ津山リージョンセンターでの適性試験及び講習を希望する者にあつては、平成二十六年七月三日から同年八月二十二日までの間に、岡山県美作県民局に提出すること。
- 3 狩猟免許更新申請書には、次のものを添付すること。
 - (1) 次のアからウまでに該当する者でない旨の医師の診断書一通（ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し）
 - ア 統合失調症、そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
 - イ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（ア又はイに該当する者を除く。）
 - (2) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名、撮影年月日を記入したもの）一枚
 - (3) 狩猟免許更新手数料二千九百円相当の岡山県収入証紙

- (4) 郵便切手を貼付し、宛名及び宛先を明記した返信用封筒（定型長形三号）一通
- 4 狩猟免許更新申請書を受理した場合は、受検票を交付する。なお、受検票は適性試験及び講習の当日必ず持参すること。
- 五 その他

- 1 狩猟免許更新申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許更新申請書」と朱書すること。
- 2 狩猟免許更新申請書は、最寄りの県民局農林水産事業部森林企画課に請求すること。

- 3 問い合わせ先

岡山市北区内山下二―四―六 岡山県環境文化部自然環境課	電話（〇八六）二二六―七三二〇
岡山市北区弓之町六一― 岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）二二三―一九八三二
倉敷市羽島一〇八三 岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）四三四―七〇五二
津山市山下五三 岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六八）二三―一三八四

〔二八四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ドラッグコスモス野村店
所在地 津山市野村字砂田三〇四番一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十六年十一月二十八日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千七百六十五平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 七十七台
(2) 駐輪場の収容台数 十九台
(3) 荷さばき施設の面積 五十平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十一・一六立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前十時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

平成二十六年三月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年四月十八日から同年八月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済振興課

平成26年4月18日 岡山県公報 第11577号

〔一八五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス久世店

所在地 真庭市久世字花蔵二九三五番地一

2 届出者の氏名及び住所

(1) 氏名 藤田 清博

住所 真庭市鍋屋一〇六番地七

(2) 氏名 藤田 桂吾

住所 真庭市鍋屋一〇六番地七

3 変更事項

大規模小売店の店舗面積の合計

（変更前）千三百六十平方メートル

（変更後）千六百八平方メートル

4 変更年月日

平成二十六年十一月二十九日

二 届出年月日

平成二十六年三月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年四月十八日から同年八月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業観光部商工観光課

平成26年4月18日 岡山県公報 第11577号

〔一八六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業主体	地区名	工種	完了年月日
児島湾土地改良区	岡町1番川	農業用排水施設	二六・二・二七
〃	森崎沖6番川	かんがい排水	二六・三・二七
〃	東畦東8樋門	〃	二六・三・二四
〃	内尾1番東1号樋門	〃	〃
〃	西畦沿	〃	〃
〃	錦東36樋門	〃	〃
〃	錦東41-1樋門	〃	〃
〃	錦六区横7番川樋門	〃	〃
〃	桜川丘2高低樋門	〃	〃
〃	西七区3条3番樋門	〃	〃
〃	奉還広川樋門	〃	〃

平成26年4月18日 岡山県公報 第11577号

〔二八七〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地区名	工種	完了年月日
太才池下池	ため池	二五・一二・五
青木池	〃	二六・三・二〇
坂上池	〃	二六・三・二八

〔二八八〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

平成二十六年四月十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

商号 株式会社大伸建設工業

所在地 総社市三須一二〇八一

代表者の氏名 水田 忠

許可番号 岡山県知事許可（般・特―二三）第二九一一号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

管工事業に係る営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

（注一）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注二）「民間工事」とは、右記（注一）以外の建設工事をいう。

（注三）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間

平成二十六年四月十七日から平成二十七年四月十六日までの一年間

四 処分の原因となった事実

株式会社大伸建設工業の代表取締役が、平成二十五年九月に総社市が発注した「旧吉備路郷土館改修機械設備工事」の指名競争入札で公正を害すべき行為を行ったとして、岡山簡易裁判所から刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第一項の公契約関係競争入札妨害の罪により、罰金百万円の略式命令を受け、平成二十六年三月二十四日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号に該当すると認められる。

平成26年4月18日 岡山県公報 第11577号

〔一八九〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市日畑、上東、 下庄、栗坂地区	測量区域
公共測量（公共基準点復元測量業務（二級復元一点、三級復元十点））	測量の種類
平成二十六年四月一日	終了年月日

〔一九〇〕河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定により、一級河川旭川水系上流ブロック河川整備計画及び一級河川吉井川水系吉野川ブロック河川整備計画を平成二十六年三月二十七日に定めた。

その関係図書は、一級河川旭川水系上流ブロック河川整備計画については岡山県土木部河川課、岡山県備前県民局建設部建設企画課、岡山県美作県民局建設部建設企画課及び同部真庭地域設計審査班において、一級河川吉井川水系吉野川ブロック河川整備計画については岡山県土木部河川課、岡山県美作県民局建設部建設企画課及び同部勝英地域設計審査班において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

河川管理者 岡山県知事 伊原木 隆 太

平成26年4月18日 岡山県公報 第11577号

〔一九一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林六二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市宮前三七七―八

水政 淳也

水政 真莉子

三 許可番号

岡山県指令建指第三七九号

◎岡山県選管告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十六年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

平成二十六年四月十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

伊東ゆうき後援会	伊東裕紀	伊東直樹	倉敷市児島味野一七一九
植田二郎後援会	猪元登	池田貢	高梁市松原町春木三五五
介互の会	本間裕康	植本恭代	岡山市中区高島新屋敷八二一五
片岡聡一後援会	関靖文	在間洋之	総社市三輪一〇六七
甲谷知生後援会	甲谷知生	甲谷知生	倉敷市西阿知町西原八四七一七
総社を変える会	秋元国武	国府則夫	総社市秦一三六〇一
中野進後援会	中野進	中野進	加賀郡吉備中央町上竹一七四〇
仁科稔後援会	仁科稔	藪田藤三男	笠岡市神島五四六一七
西元進一後援会	西元一樹	西元一樹	美作市真加部二三三
本間ひろやす後援会	本間裕康	植本恭代	岡山市中区高島新屋敷八二一五
光成よしみつ後援会	光成良充	清野正道	赤磐市桜が丘西三一一九
村上信吾後援会	村上國男	鳴村典嗣	高梁市備中町布瀬五一七
保田守後援会	保田守	保田奈津子	赤磐市山陽五一二一一二
山畑滝男後援会	山畑滝男	高木靖彦	倉敷市倉敷ハイツ一三三三
山本俊明後援会	山本俊明	山本俊明	笠岡市神島三〇〇一
私たちの倉敷市政をつくる市民の会	三村宏二	佐野香	倉敷市水島南春日町六一一〇岡山県労働組合倉敷会議内

◎岡山県公安委員会告示第五十四号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十六年四月十八日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
施設警備業務	平成二十六年六月五日（木曜日）から同月十三日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
 - ア 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

ウ 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

オ 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十六年四月二十八日（月曜日）から同年五月二日（金曜日）までの午前八

時三十分から午後五時まで（祝日を除く。）

四 受講手数料

四万七千円

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

四十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、平成二十六年警備業講習業務委託に係る一般競争入札（条件付）により決定した者が行う予定

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。